

市からの お知らせ

主催者
日時・期間
対象・定員
場所・会場 講師
費用(記載のないものは無料)
持ち物
申込方法 問い合わせ
保育 保育あり
手話 手話または要約筆記あり
(下欄※参照)
市外局番「0422」は省略。

申し込み記入例



あて先は
各記事の申込先へ
住所の記載がないものは
〒181-8555
三鷹市役所〇〇課へ
往復はがきの場合は
返信用にも住所・氏名を
記入してください

1. 行事・事業名(希望日・コース・回)
2. 郵便番号・住所
3. 氏名(ふりがな)
4. 年齢(学年)
5. 連絡先(電話番号・ファクス番号・メールアドレス)
6. そのほか必要事項(保育・手話希望の有無など)



お知らせ

自動交付機・コンビニ交付サービス一時停止のお知らせ

システムメンテナンスのため、各種証明書の交付などを停止します。

◆停止期間

8月30日(火)午後7時30分～31日(水)午前8時30分(コンビニ交付は午前6時30分まで)

◆交付を停止する証明書など

住民票の写し、印鑑登録証明書、市民税・都民税課税(非課税)証明書、市民税・都民税納税証明書(自動交付機のためのサービス)、戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)、個人事項証明書(戸籍抄本)、戸籍の附票の写し、本籍地サービス登録申請
※作業の状況により、停止時間を変更する場合があります。

市民課 ☎29-9191

震災訓練の実施に伴う交通規制のお知らせ

9月1日(木)午前9時から1時間程度、三鷹市役所前交差点で震災訓練を実施します。これに伴い、三鷹通りが一部通行止めとなり、車の混雑が予想されますので、迂回(うかい)路や規制時間を避けての利用にご協力をお願いします。

※大震災発生時の交通規制については、警視庁ホームページ <https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/> をご覧ください。



三鷹警察署 ☎49-0110

井の頭東部地区公会堂の利用を再開しました

同地区公会堂は、令和3年度から工事などにより利用を休止していましたが、7月25日から利用を再開しました。

新たに、インターネットによる予約受付管理システムを試行的に導入し、利用日の28日前からスマートフォンやパソコンで予約できます。また、予約情報と連動して自動で鍵を管理する「スマートロック」機器を設置し、予約時に発行される暗証番号の入力により、鍵を開け閉めできます。

◆予約方法

予約受付管理システム「スマート空間予約」 [HP](https://www.smartkaigisitsu.net/properties/parent_index/20215/) https://www.smartkaigisitsu.net/properties/parent_index/20215/ への会員登録および市の施設予約サービスへの利用申請が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

コミュニティ創生課 ☎29-9611

安全・安心な通行にご協力を

8月は「道路ふれあい月間」です。道路に商品や看板を置いたり、自転車を放置

すると、歩行者や通行車両の迷惑になります。また、段差解消ブロックを置いたりすると、雨水の排水に支障を来します。道路を通行以外に使用するときは、道路管理者の許可を受ける必要があります。敷地から枝がはみ出していると、歩行者がけがをしたり、信号機や道路標識などが見づらくなる場合があります。道路に出ている枝の剪定(せんてい)をお願いします。

道路管理課 ☎29-9705

8月30日(火)～9月5日(月)は秋の建築物防災週間です

建築基準法第8条では、建築物の所有者、管理者、占有者は敷地、構造、設備を常時適法な状態に維持することとされています。

安全で安心して暮らせるまちをつくるため、建築物の安全確認を行いましょう。

◆建築物の安全チェック

- ・落下の危険がある窓ガラスはないか
- ・外壁のタイルなどに、浮きや剥がれがないか
- ・廊下や階段、防火扉や防火シャッターの周りに、障害物を置いていないか
- ・外壁などに設置された広告板はしっかり固定されているか
- ・ブロック塀などに、ひび割れや倒壊の危険はないか
- ・店舗、病院、マンションなど多くの人が利用する建築物で市の指定するものは、定期的に調査・検査・報告をしているか
- ・地震に備え、建築物やエレベーターの耐震診断、改修工事を行い、安全性を確かめているか
- ・吹き付けアスベストの有無を確認しているか

建築指導課 ☎29-9745

「三鷹台駅前周辺地区の地区計画等の都市計画変更案」の縦覧と意見書の受け付け

◆縦覧

9月1日(木)～15日(木)

所 都市計画課(市役所5階54番窓口)

◆意見書の提出

9月15日(必着)までに意見と必要事項(上記参照)を直接または郵送、電子メールで「〒181-8555都市計画課」・

toshikeikaku@city.mitaka.lg.jp へ

同課 ☎29-9701

市内の空間放射線量測定結果

市では、定点観測地点(6カ所)で、地上5cm・1m地点での空間放射線量を測定しています。8月1日に実施した測定では、一般的な目安(毎時0.24マイクロシーベルト)を超える場所はありませんでした。詳しい測定結果は、市ホームページまたは市公式ツイッターからご覧ください。

環境政策課 ☎29-9612



税金

家屋調査にご協力ください

令和5年度固定資産税・都市計画税の課税のため、家屋の現況調査を行っています。4年1月2日以降に新築・増改築した家屋の所有者には、市から手紙を送りますので、内容を確認のうえ、資産税課へご連絡ください。

※取り壊した家屋があるときは、法務局(登記所)への届け出とともに、同課へご連絡ください。

同課 ☎29-9199

市議会定例会の予定

議会事務局 ☎0422-29-9140

9月	1日(木)	本会議(一般質問) ※第1回請願・陳情締め切り(午後5時まで)。
	2日(金)	本会議(一般質問)
	5日(月)	本会議(一般質問、議案上程)
	8日(木)	本会議(議案・請願等審議、決算代表質疑)
	9日(金)	常任委員会
	12日(月)～14日(水)	
	15日(木)・16日(金) 20日(火)・21日(水)	決算審査特別委員会
	22日(木)	東京外郭環状道路調査対策特別委員会 調布飛行場周辺利用及び安全対策特別委員会
	26日(月)	三鷹駅前再開発及び市庁舎等調査検討特別委員会 国立天文台周辺地域まちづくり検討特別委員会 ※第2回請願・陳情締め切り(正午まで)。
	30日(金)	本会議(決算審査特別委員会審査報告、議案等審議)

※新型コロナウイルス感染症の影響などにより、日程を変更する場合があります。
※本会議の開議時間は午前9時30分を予定。詳しくは同局へお問い合わせください。
※請願・陳情は、同局で受け付けています。提出を希望する場合は、あらかじめ会派または議員にご相談ください。

◆傍聴・手話通訳の申し込み

傍聴当日に、本会議は議場(市役所3階)東側の傍聴受付、各委員会は同局へ。手話通訳を希望する場合は、各開催日の1週間前までに希望する日程(午前・午後)・氏名・連絡先を同局 [FAX](https://www.city.mitaka.lg.jp/fax) 0422-45-1031 へ

◆本会議および予算・決算審査特別委員会のインターネット配信

生中継は会議開始10分前から終了まで、録画中継は原則、開催日の翌々日の午前10時(土・日曜日、祝日を除く)に、三鷹市議会ホームページ [HP](https://www.gikai.city.mitaka.tokyo.jp/) <https://www.gikai.city.mitaka.tokyo.jp/> の [市議会中継](#) からご覧いただけます。

木造住宅耐震診断・改修助成制度

事前(※)に都市計画課(市役所5階52番窓口) ☎0422-29-9704 へ

個人住宅の耐震診断・改修費用を助成します

平成28年の熊本地震発生を受け、助成対象を昭和56年5月(旧耐震基準)以前の建築物から、平成12年5月以前の建築物へと拡充しました。

ご自宅の耐震性は大丈夫ですか? この制度を使って耐震診断を行ってみましょう。また、診断助成を利用した方であれば、改修助成を利用できる場合があります。申請方法など、詳しくは市ホームページ(下記二次元コード)をご覧ください。

耐震診断助成制度

市指定の機関で診断を行った場合、費用の一部を助成します。

◆対象 市内の個人所有の木造住宅(2階建て以下。空き家を含む)で、平成12年5月31日以前に着工されたもの(集合住宅を除く)

◆助成額 診断費用の3分の2。ただし、簡易診断は上限4万円、一般・精密診断は上限10万円

耐震改修助成制度 ※上記診断助成を利用された方のみ。

改修工事が必要と判定された住宅に、費用の一部を助成します。

◆対象 耐震診断助成制度(上記)の一般・精密診断を利用し、倒壊の可能性が「ある」「高い」と判定された住宅

◆助成額 改修費用の3分の1(高齢者・障がい者世帯は2分の1)。ただし、簡易改修は上限30万円、耐震基準を満たす改修は上限50万円

